

M・アカデミー規約

第一章 総 則

第1条 (名 称)

本クラブは、M・アカデミーと称し、事務局は東京都大田区久が原2丁目3に置く。

第2条 (組 織)

本クラブは、本クラブの目的に賛同する会員により組織する。

第3条 (目 的)

本クラブは、陸上競技を通じ会員相互の健康と親睦を図り、併せてジュニアの育成と公認審判員の養成を通じ陸上競技の振興に寄与することを目的とする。

第4条 (事 業)

本クラブは、目的を遂行するに次の事業を行う。

- (1)本クラブは、陸上競技を指導する。
- (2)各種大会に選手を参加させる。
- (3)各種陸上競技大会開催に協力する。
- (4)陸上競技に関する練習会及び講習会を開催する。
- (5)各種競技会を開催する。
- (6)陸上競技の普及を目的にアカデミーJr等の運営を行う。
- (7)その他本クラブに有意義な事業を実施する。

第二章 役員・会員

第5条 (役 員)

本クラブには次の役員を置くことが出来る。

| | | | | | |
|-------|-----|-------|------|------|-----|
| ・名誉会長 | 1名 | ・顧問 | 若干名 | ・参 与 | 若干名 |
| ・会長 | 1名 | ・副会長 | 2名以内 | ・監事 | 2名 |
| ・理事長 | 1名 | ・副理事長 | 3名以内 | ・理事 | 若干名 |
| ・相談役 | 若干名 | | | | |

第6条 (会長、副会長)

会長、副会長は、理事会の推薦を受け、総会の承認を得る。

- 2 会長は、本クラブを代表し統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、それを代行する。

第7条 (理事長、副理事長、理事)

理事長、副理事長は、理事の互選とする。

なお、理事長は緊急必要ある場合には会長のそれを代行することが出来る。

- 2 理事長は、目的を遂行するための事業を推進し、統括する。
- 3 副理事長は、会長並びに理事長を補佐する。
- 4 理事は、会員が推薦し、総会において承認された者とする。

第8条 (会 員)

会員とは、M・アカデミーの指定の「入会・継続申込書」により、手続きし、執行部会で承認された者をいう。

- 2 会員は、クラブの内外を問わず「M・アカデミー」会員としての品位を保ち、クラブの名誉や信用を著しく傷つけたり、クラブに不利益となるような言動をしないこと。

第9条 (監 事)

監事は、総会において委嘱され、本クラブの業務及び会計を監査する。

第10条 (名誉会長、相談役)

総会の承認を得て、名誉会長及び相談役を置くことが出来る。

第11条 (顧問、参与)

顧問及び参与は、会長が委嘱する。

第12条 (任 期)

役員任期は2年とする。

- 2 名誉会長、顧問、参与及び相談役の任期は、これを定めない。
- 3 各役員補充任期は、前任者の残存期間とする。

第三章 会 議

第13条 (総 会)

定期総会は、理事長が招集し、毎年3月に開催する。

- 2 理事会並びに執行部会が必要と認めたときは、臨時総会を開催することが出来る。

第14条 (定 数)

総会は、会員の3分の1以上の出席により成立する。

第15条 (権 限)

総会に付議される事項は、次のとおりとする。

- (1) 予算、決算
- (2) 事業計画
- (3) 役員決定
- (4) 規約の改廃
- (5) その他重要事項

第16条 (理事会)

理事会は、理事長の招集により年2回以上開催し、本クラブの活動計画と運営等を協議する。

第17条 (執行部会)

執行部会は、理事長、副理事長、各部部長、各部副部長で構成し、随時開催する。

- 2 執行部会は、活動計画等の推進と各部運営等を協議する。

第 18 条 (部 会)

部会は、総務部、広報・記録部、審判養成部、普及部、ジュニア育成部の各部が随時開催する。

第四章 会 計

第 19 条 (会 計)

本クラブの会計は、次のもので維持する。

(1)会費

(2)寄付金

(3)その他収入

第 20 条 (会計年度)

本クラブの会計年度は、毎年 3 月 1 日に始まり、翌年 2 月末日に終わる。

第五章 附 則

第 21 条 (規約の変更)

本規約の条項は、総会において、出席者の過半数以上の賛成があれば、変更することが出来る。

第 22 条 (細 則)

本規約の施行について、必要事項に関する細則は、別にこれを定める。

第 23 条 (施行期日)

本規約は、1993 年 4 月 1 日から適用する。

1994 年 3 月 26 日一部改定

1997 年 3 月 25 日一部改定

1999 年 3 月 22 日一部改定

2002 年 3 月 23 日一部改定

2005 年 3 月 12 日一部改定

2012 年 3 月 24 日一部改定